

旧集配センターマネジメント統合後の統合局における三六協定締結内容について

1 三六協定締結時間数等

旧集配センターマネジメント統合後の統合局における三六協定締結内容は以下のとおり。

(1) 一般協定

一定期間	1日	2か月※1			2週間 (自動車を運転する業務)	年間の時間数
		時間数 ※2	非番日	休日		
9月	4H	45H	2回	2日	35H	360H
10・11月		81H	2回	3日		
12・1月		109H	3回	4日		
2・3月		81H	2回	3日		

※1 窓口社員、渉外営業社員は、年間を通し2か月81時間（9月期は45時間）、非番日2回、休日2日で運用。

※2 時間数には非番日労働を含む。

(2) 特別条項

一定期間	1日	2か月			2週間 (自動車を運転する業務)	年間の時間数
		時間数 ※2	非番日	休日		
9月	5H	60H	/	/	40H	480H
10・11月		141H				
12・1月※1		160H				
2・3月		141H				

※1 窓口社員、渉外営業社員は、年間を通し2か月141時間（9月期は60時間）で運用。

※2 時間数には非番日労働を含む。

2 時間外労働又は休日労働させる必要のある具体的事由等

(1) 一般協定項目

- ① 業務繁忙によりサービスの提供に支障があるとき
- ② 営業上必要なとき
- ③ 時期的、時間的に加重する業務を処理するため必要なとき
- ④ 会社のシステム、施設等の障害等により業務を処理するため必要なとき
- ⑤ 輸送機関の遅延により業務を処理するため必要なとき
- ⑥ 災害等のため臨時の必要あるとき
- ⑦ 人員の繰り合わせ上必要なとき
- ⑧ 担当業務の性格上代替者がいないとき
- ⑨ 各種会議、研究会、研修、訓練、調査、試験及び検査等の場合で必要なとき
- ⑩ その他緊急に処理する業務のため必要なとき

(2) 特別条項項目

- ① 重大事故の発生に伴う調査等
- ② 風雪水害の翌日以降の郵便物等の配達対応
- ③ 選挙関係郵便物の処理
- ④ システム又は機器等の故障・障害に伴う復旧作業
- ⑤ 犯罪等に関するコンプライアンス室等又は警察との対応
- ⑥ 災害発生時の「非常取扱」の実施その他必要な対応
- ⑦ お客さま対応（管理社員又は非組合員の社員が対応可能な場合を除く。）
- ⑧ 業務上の交通事故に伴う現場検証その他の対応
- ⑨ 重度の交通障害
- ⑩ 感染症流行時の業務運行確保
- ⑪ 夏期繁忙、年末年始繁忙及び年度末繁忙に伴う対応（夏期繁忙は9月期及び1年、年末年始繁忙は12・1月期及び1年、年度末繁忙は2・3月期及び1年に限る。）

3 注意事項

1年協定については、今回締結する2018年9月1日～2019年8月31日までと、2019年度に新たに締結する2019年4月1日～2020年3月31日まで、2か月協定については2018年度に締結した8・9月の2か月協定と新たに締結する9月の1か月協定で、それぞれ二つの協定が重複する期間があるため、三六協定違反が起きないように十分に社員周知及び指導の徹底を行う。

4 締結方法等

旧集配センターのマネジメント統合に伴い、支部交渉事項は①三六協定の締結、②服務表の改正の2点と社員就業規則の制定であるため、事前に支部窓口で内容について整理を行い、団体交渉日に円滑な調印等ができるよう調整を行う。

三六協定に関する留意点

【1. 2か月の三六協定】

パターン①

	8月期	9月期	合計
非番日出勤	1日	1日	2日 ○
時間外	45時間	35時間	80時間 ○

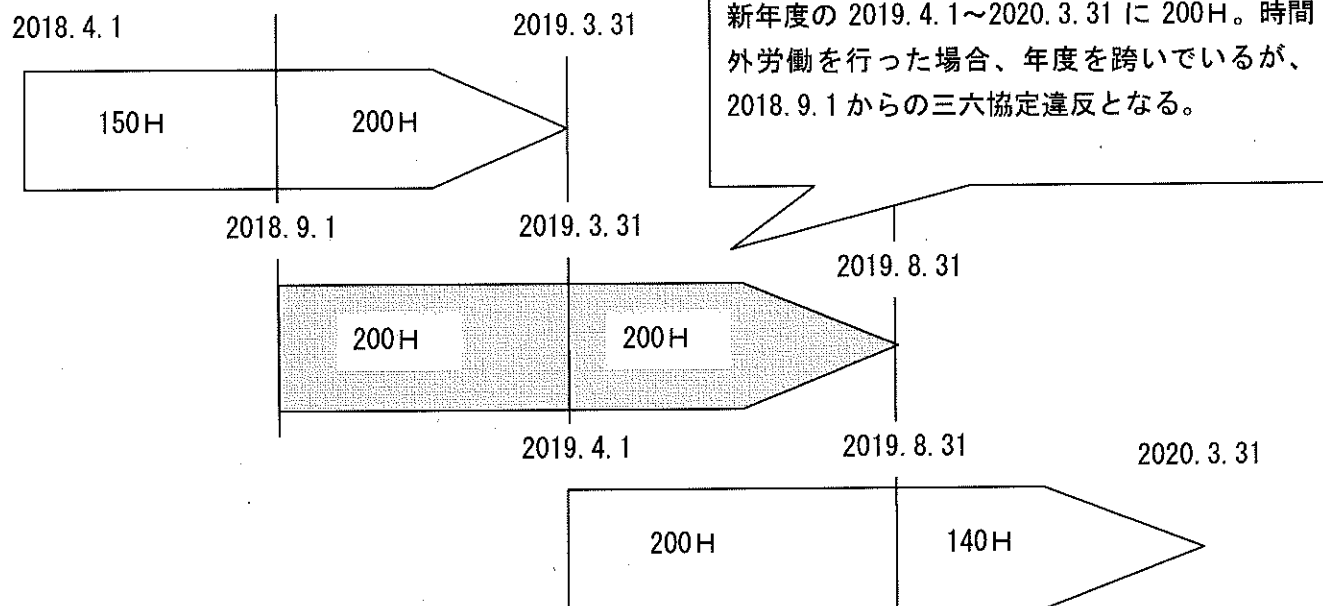
【解説】従来の8・9月期2か月の締結内容と、新たに締結する9月単月の締結内容をともに満たすため、三六協定の範囲内

パターン②

	8月期	9月期	合計
非番日出勤	1日	2日	3日 ×
時間外	40時間	45時間	85時間 ×

【解説】新たに締結する9月単月の三六協定の範囲内であるが、従来の8・9月期三六協定内容である時間外労時間及び非番日労働回数を超過してしまうため、三六協定違反となる

【2. 1年間の三六協定】



【解説】1年を一定期間とする三六協定は、「2018年9月から2019年8月まで」となる。また、2019年度三六協定は、「2019年4月から2020年3月まで」を一定の期間として別に締結する。したがって一部の期間において、三六協定を二重管理する期間が生じる。